

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十三号）新旧対照表

改 正 後

（定義）

第一条 この政令において「内国法人」、「外国法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「恒久的施設」、「地方税法中間申告書」、「地方税法確定申告書」、「修正申告書」、「中間納付額」、「更正」、「充当」、「還付加算金」又は「課税事業年度」とは、それぞれ地方税法（以下「法」という。）第二条第一号、第二号、第六号、第七号、第十号の二、第十五号、第十六号若しくは第十八号から第二十三号まで又は第七条に規定する内国法人、外国法人、連結親法人、連結子法人、恒久的施設、地方税法中間申告書、地方税法確定申告書、修正申告書、中間納付額、更正、附帯税、充当、還付加算金又は課税事業年度をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条 省 略

2 受託法人（法第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人をいう。）に対する法及びこの政令の規定の適用については、法第十九条の二第二項中「次に」とあるのは「第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人以外の法人のうち次に」と「第四条第一項第一号中「同条第四項」とあるのは「同令第十四条の十第六項の規定により読み替えて適用する同令百五十五条の四十三第四項」とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十二条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条及び第十二条の二の規定を適用して計算した地方税法の額（当該課税事業年度の基準法人税額（法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この条において同じ。）のうちに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の六第五項、第四十二条の九第

改 正 前

（定義）

第一条 この政令において「内国法人」、「外国法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「恒久的施設」、「地方税法中間申告書」、「地方税法確定申告書」、「修正申告書」、「中間納付額」、「更正」、「充当」、「還付加算金」又は「課税事業年度」とは、それぞれ地方税法（以下「法」という。）第二条第一号、第二号、第六号、第七号、第十号の二、第十五号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号若しくは第二十三号又は第七条に規定する内国法人、外国法人、連結親法人、連結子法人、恒久的施設、地方税法中間申告書、地方税法確定申告書、修正申告書、中間納付額、更正、充当、還付加算金又は課税事業年度をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条 同 上

2 受託法人（法第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人をいう。）に対する第四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「同条第四項」とあるのは、「同令第十四条の十第六項の規定により読み替えて適用する同令百五十五条の四十三第四項」とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十二条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方税法の額（当該課税事業年度の基準法人税額（法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この条において同じ。）のうちに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条

四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項若しくは第三章第五節若しくは第五節の二、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項及び第五項において「平成二十三年改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この項及び第五項において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条、第十条及び第十二条の二の規定を適用して計算した金額）に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第百四十二条第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 省略

3 法第十二条第三項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条から第百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を法第九条に規定する課税標準法人税額として法第十条及び第十二条の二の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の当該法人税の額のうち

の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項若しくは第三章第五節若しくは第五節の二、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項及び第五項において「平成二十三年改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項及び第五項において「平成二十四年改正法」という。）附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この項及び第五項において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項（平成二十七年改正法附則第百六十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項及び第五項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第百四十二条第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 同上

3 法第十二条第三項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の基準法人税額のうち租税特別措置法第三章第五節又は第五節の二の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）とする。

ちに租税特別措置法第三章第五節又は第五節の二の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税の額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の法人税の額とみなして法第九条、第十条及び第十二条の二の規定を適用して計算した金額とする。

4 省 略

5 法第十二条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の連結親法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条及び第十二条の二の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の基準法人税額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項若しくは第三章第十七節若しくは第十八節、平成二十三年改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項又は平成二十七年改正法附則第八十四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条、第十条及び第十二条の二の規定を適用して計算した金額）に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第一百五十五条の二十八第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

(分配時調整外国税相当額の控除)

第三条の二 法第十二条の二第二項の規定により各課税事業年度の所得地方

法人税額（法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。次項において同じ。）から控除する金額は、当該課税事業年度における法人税法施行令

4 同 上

5 法第十二条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の連結親法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の基準法人税額のうちに租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項若しくは第三章第十七節若しくは第十八節、平成二十三年改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項、平成二十四年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項又は平成二十七年改正法附則第八十四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項（平成二十七年改正法附則第十六条の規定による改正前の平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第一百五十五条の二十八第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第四百四十八条第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち当該課税事業年度の法第六条第一号に定める基準法人税額を超える金額とする。

2 法第十二条の第二項の規定により各課税事業年度の所得地方法人税額から控除する金額は、当該課税事業年度における法人税法施行令第五百五十五条の三十六第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち当該課税事業年度の法第六条第三号に定める基準法人税額を超える金額とする。

3 法第十二条の第二第三項の規定により各課税事業年度の法第六条第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する金額は、当該課税事業年度における法人税法施行令第二百一条の第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十二条の第二第三項に規定する法人税の額を超える金額とする。

4 法第十二条の第二第三項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四百四十四条から第四百四十四条の二の三までの規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)を法第九条に規定する課税標準法人税額として法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)

第四条 省 略

2 省 略

3 法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、法第十二条の第二項の規定により当該課税事業年度の同項の所得地方法人税額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 連結親法人又は各連結子法人の法人税法施行令第五百五十五条の四十五の二第一号に規定する個別分配時調整外国税相当額(次号において「個別分配時調整外国税相当額」という。)の合計額

二 連結親法人又は各連結子法人の個別分配時調整外国税相当額

4 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める金額は、法第二十三条第一項の規定により還付を受けるべき金額に、当該金額の計算の基礎となつた法人税法第八十一条の三十一第一項(同条第四項又は第五項において

(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)

第四条 同 上

2 同 上

3 法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、法第二十三条第一項の規定により還付を受けるべき金額に、当該金額の計算の基礎となつた法人税法第八十一条の三十一第一項(同条第四項又は第五項において

準用する場合を含む。)の規定により還付を受けるべき金額に係る連結親法人又は各連結子法人の同法第八十一条の第十八項第五号に掲げる金額の合計額のうち当該連結親法人又は各連結子法人の同号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(電子情報処理組織による申告)

第四条の二 法第十九条の二第二項第一号に規定する政令で定める金額は、銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額とする。

2 法第十九条の二第三項に規定する政令で定める法令は、法人税法、租税特別措置法その他の地方法人税の申告に関する法令(法(これに基づく命令を含む。))及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)を除く。とする。

(更正等又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算等)

第九条 法第二十八条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 省略

二 当該中間納付額(法第二十二條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項の規定による還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。)のうち次に定める順序により当該還付の基因となる決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)又は更正等(同項に規定する更正等をいう。)に係る法第十九条第一項第二号に掲げる金額(第四項において準用する第六條第一号の充当をされる地方法人税がある場合には、当該地方法人税の額を加算した金額)に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

イ・ロ 省略
2 3 4 省略

準用する場合を含む。)の規定により還付を受けるべき金額に係る連結親法人又は各連結子法人の同法第八十一条の第十八項第四号に掲げる金額の合計額のうち当該連結親法人又は各連結子法人の同号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(更正等又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算等)

第九条 同上

一 同上

二 当該中間納付額(法第二十二條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項の規定による還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。)のうち次に定める順序により当該還付の基因となる決定(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定をいう。)又は更正等(同項に規定する更正等をいう。)に係る法第十九条第一項第二号に掲げる金額(第四項において準用する第六條第一号の充当をされる地方法人税がある場合には、当該地方法人税の額を加算した金額)に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

イ・ロ 同上
2 3 4 同上

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定、第三条第一項の改正規定（「法第十条」を「法第十条及び第十二条の二」に改める部分及び「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「法第十条」を「法第十条及び第十二条の二」に改める部分及び「及び第十条」を「、第十条及び第十二条の二」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定及び第四条の改正規定 平成三十二年一月一日

二 第二条第二項の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定及び第九条第一項第二号の改正規定 平成三十二年四月一日